

平成 29 年度以降の相談支援体制について

1 相談支援体制見直しの主旨

【現状の課題】

- 現在の福岡市の相談支援体制は、福岡市障がい者基幹相談支援センター、各区の障がい者相談支援センター、障がい者生活支援相談室、療育センターなどあり、それぞれの機関が対象とする障がい種別や対象年齢、役割が機能的に整理されていない。
- 相談者にとって分かりづらく、障がい当事者や家族から「ライフステージを見通し一貫した相談支援ができる体制を構築する必要がある」との声が出されている。

【課題への対応】

- 平成 26 年度第 2 回福岡市障がい者等地域生活支援協議会（以下「協議会」という。）において、新たな相談支援体制の構築に向け、相談支援体制の見直しについて協議するため、相談支援センターや地域福祉関係者などで構成する「相談支援部会」を設置。
- 「相談支援部会」での協議結果を踏まえ、平成 27 年度第 1 回協議会において『次期保健福祉総合計画に対する意見書』が策定され、協議会から次のような提言を受けた。

＜協議会提言の主な内容＞

- ◆ 市及び区の基幹相談支援センターを設置。
- ◆ 全障がい一元化、児・者一貫した相談支援窓口を整備。
積極的な地域へのアウトリーチ及び地域団体や地域の社会福祉法人等と連携した障がい者の見守り体制づくりを行うなど、地域福祉の基盤づくりの推進。

- 協議会の提言を踏まえ、平成 28 年 6 月に策定した保健福祉総合計画においては、障がいの重度化、高齢化や「親なき後」の生活も見据えた総合的な支援を実施するため、24 時間対応の相談窓口や緊急時預かり等の拠点の整備などを検討することとした。
- 障がい者の総合的な支援を実施する体制整備の一環として、平成 29 年度以降の障がい者の相談支援体制を再構築する。

2 再構築後の相談支援体制（別紙 1「再構築後の相談支援体制」参照）

- 各区の知的・精神障がい者相談支援センター(14 か所)及び障がい者生活支援相談室(1 か所)を再編し、地域コミュニティの基礎である小学校区及び地域内に想定される障がい者数を踏まえて各区に 1～3 か所、計 14 か所の区障がい者基幹相談支援センター（仮称、以下「区基幹センター」という。）を設置。

＜区基幹センターの主な業務内容＞

- ◆ 全障がい一元化した，学齢以上の障がい児・者の一次相談窓口
- ◆ 指定特定相談支援事業所や指定一般相談支援事業所とのネットワーク構築による相談支援事業所の支援体制づくり
- ◆ 基本相談に長期間を要する等困難事例の指定特定相談支援事業所が行う計画相談支援業務のサポート及び相談支援従事者の人材育成
- ◆ 地域へのアウトリーチや地域団体，地域の社会福祉法人等と連携した障がい者を地域で見守るパーソナルネットワークの形成など，地域福祉の基盤づくりの推進
- ◆ 福岡市の地域生活支援拠点等整備における「相談」の機能(24時間対応可能な相談窓口の確保等)と「地域の体制づくり」の機能(障がい福祉サービス事業所等関係機関との連携等)の実施
- ◆ 福岡市障がい者地域生活支援協議会区部会の事務局業務

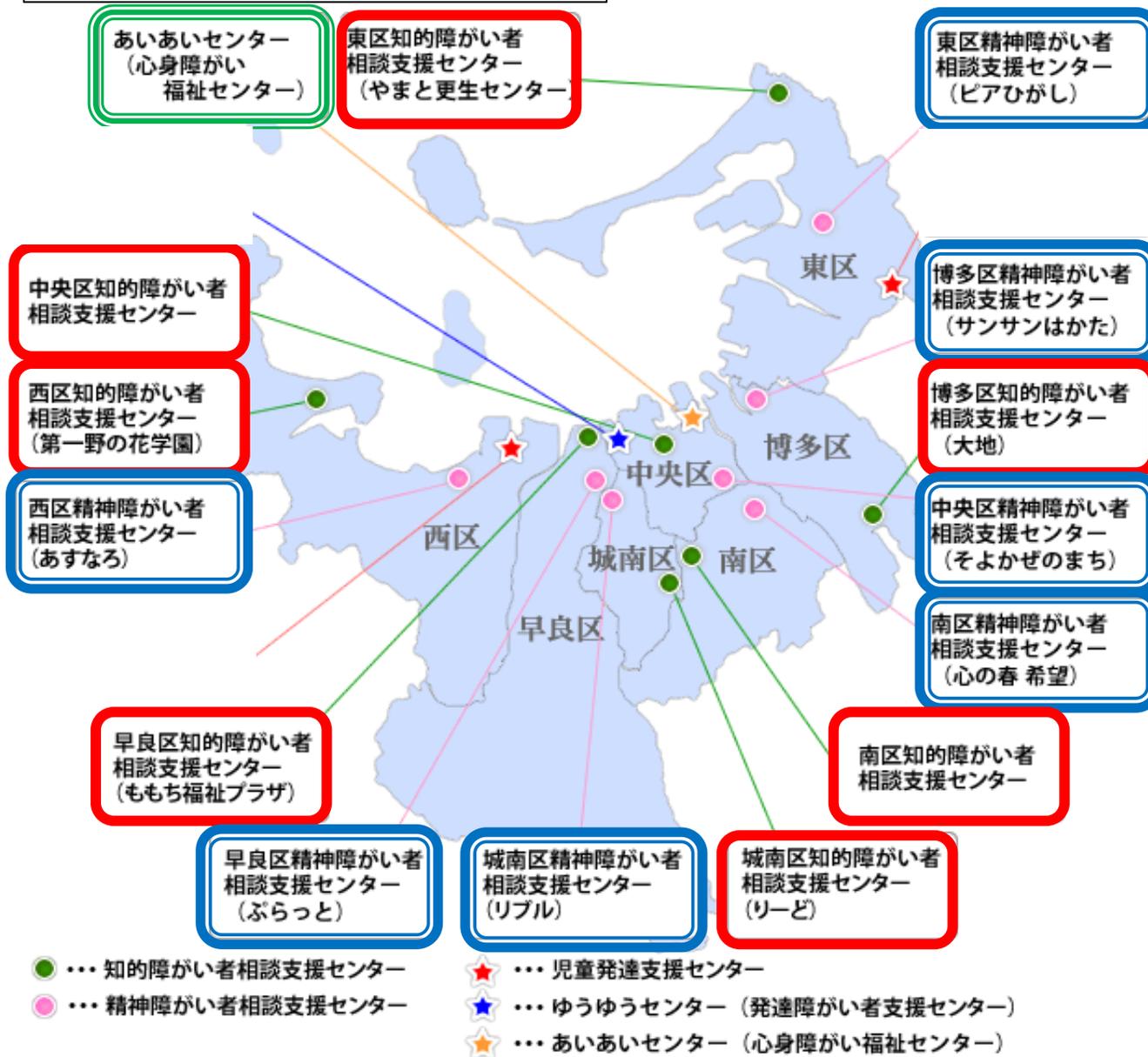
3 事業の実施時期等

- 新たな相談支援体制を平成 29 年 4 月から実施。
- 区基幹センターの受託法人を平成 28 年度中に公募により選定。
＜公募スケジュール＞

| | |
|----------------------------|----------------|
| 平成 28 年 8 月 24 日 | 募集説明会開催案内 |
| 平成 28 年 8 月 31 日 | 募集説明会参加申込書提出締切 |
| 平成 28 年 9 月 5 日 | 募集説明会，募集開始 |
| 平成 28 年 10 月 5 日 | 応募書類提出締切 |
| 平成 28 年 10 月 27 日，11 月 2 日 | 選定委員会 |
| 平成 28 年 11 月 14 日 | 結果通知 |

- 今回の公募では，16 法人から応募があり，選定委員会の意見を踏まえ 12 法人 13 ヲ所の区基幹相談支援センター受託候補として決定し，4 法人は受託候補としての評価基準を満たしていないため不採択とした。
※ 決定した受託候補者は，別紙 2「区障がい者基幹相談支援センター受託候補者」参照。
- 受託候補者が決定していな 1 圏域については再度公募を行い，年内を目途に受託候補者を選定する予定。

平成28年度の相談支援体制

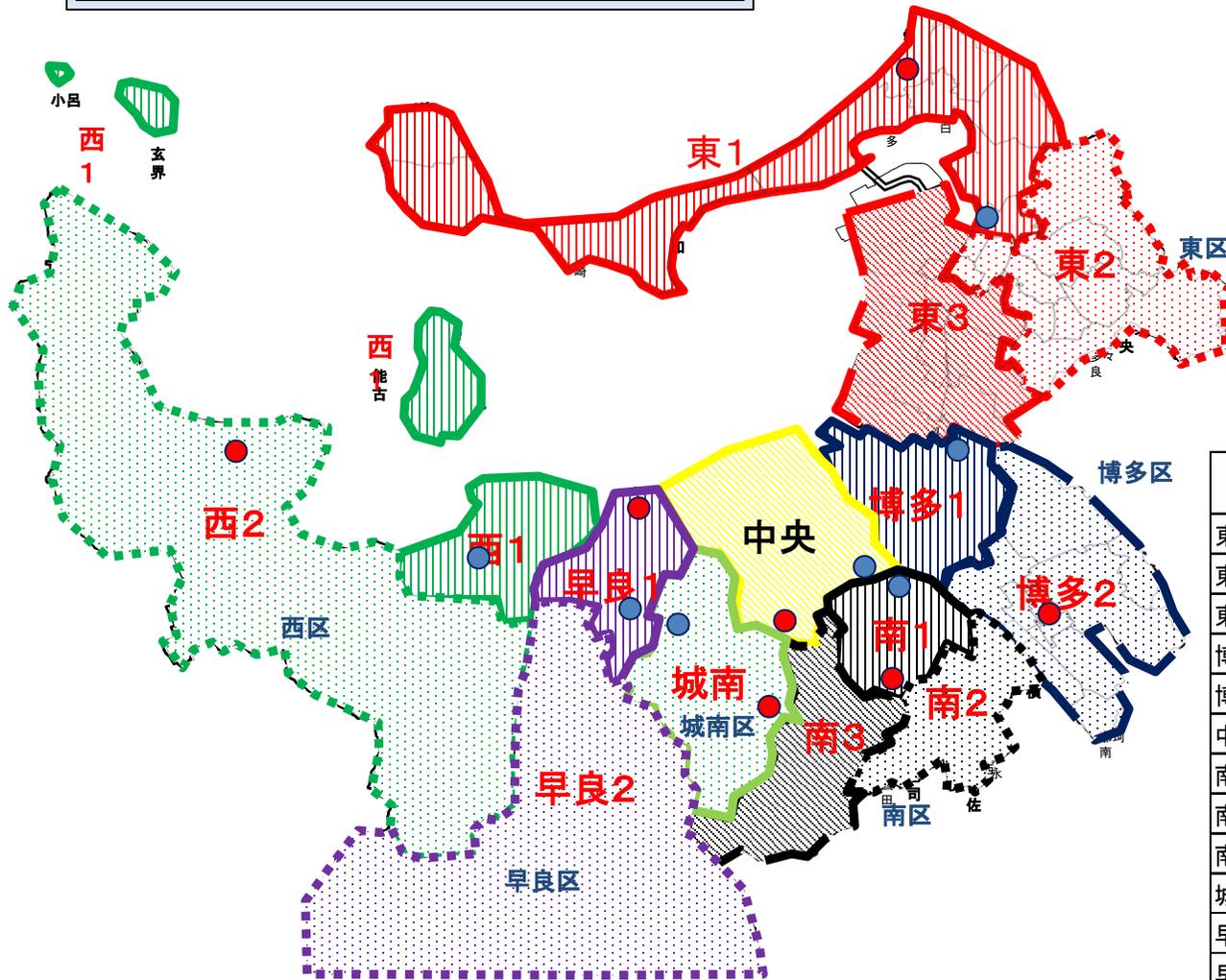


- 障がい種別ごとに相談支援センター設置
- 障がい者を対象
- 各センターに相談支援専門員を2～3名配置

身体障がい者対象
1カ所
知的障がい者対象
7カ所
精神障がい者対象
7カ所

※ あいあいセンターは身体障がい者対象の相談支援センター

平成29年度以降の相談支援体制



- 全障がい一元化
- 学齢以上を対象
- 小学校区を基礎として14の担当区域を設定
- アウトリーチにより障がい者の孤立防止支援等地域福祉の基盤づくりを実施
- 各センターに相談支援専門員を4名以上配置

【担当区域ごとの相談支援専門員配置人数等】

| | 配置人数 | 人口 | 障がい者数 | 小学校区数 | 地域包括 |
|-----|------|---------|-------|-------|------------------|
| 東1 | 4 | 93,756 | 6,175 | 10 | 東第1～3 |
| 東2 | 4 | 102,919 | 6,779 | 10 | 東第4～6, 9 |
| 東3 | 4 | 95,037 | 6,259 | 9 | 東第7, 8, 10, 11 |
| 博多1 | 4 | 109,678 | 7,037 | 9 | 博多第1～3, 8 |
| 博多2 | 4 | 102,596 | 6,582 | 10 | 博多第4～7 |
| 中央 | 5 | 177,107 | 8,897 | 13 | 中央第1～5 |
| 南1 | 4 | 93,509 | 6,369 | 8 | 南第1, 8～10 |
| 南2 | 4 | 95,156 | 6,482 | 10 | 南第3～6 |
| 南3 | 4 | 62,814 | 4,279 | 7 | 南第2, 7, 11 |
| 城南 | 5 | 122,587 | 8,006 | 12 | 城南第1～5 |
| 早良1 | 5 | 120,003 | 7,906 | 12 | 早良第1, 2, 5, 8 |
| 早良2 | 4 | 95,070 | 6,264 | 13 | 早良第3, 4, 6, 7, 9 |
| 西1 | 4 | 102,518 | 6,843 | 13 | 西第1～3, 6 |
| 西2 | 4 | 98,322 | 6,563 | 10 | 西第4, 5, 7, 8 |

※ 障がい者数は、人口に対する障がい者の割合から算出した推定人数。

区障がい者基幹相談支援センター 受託候補者

別紙2

| 決定圏域 | 法人名 | 現事業所名 |
|------|--------------------|-------------------|
| 東1 | 社会福祉法人 玄洋会 | 東区知的障がい者相談支援センター |
| 東3 | 社会福祉法人 あげぼの会 | 南区精神障がい者相談支援センター |
| 博多1 | 社会福祉法人 あげぼの会 | 博多区精神障がい者相談支援センター |
| 博多2 | 社会福祉法人 自立の里 | 博多区知的障がい者相談支援センター |
| 中央 | 社会福祉法人福岡障害者支援センター | 中央区知的障がい者相談支援センター |
| 南1 | 社会福祉法人 福岡ひかり福社会 | 南区知的障がい者相談支援センター |
| 南2 | 社会福祉法人 さざなみ福社会 | 城南区精神障がい者相談支援センター |
| 南3 | 社会福祉法人 風 | 中央区精神障がい者相談支援センター |
| 城南 | 社会福祉法人 葦の家福社会 | 城南区知的障がい者相談支援センター |
| 早良1 | 社会福祉法人 福岡市社会福祉事業団 | 早良区知的障がい者相談支援センター |
| 早良2 | 社会福祉法人 福岡市手をつなぐ育成会 | |
| 西1 | 社会福祉法人 つばめ福社会 | 早良区精神障がい者相談支援センター |
| 西2 | 社会福祉法人 野の花学園 | 西区知的障がい者相談支援センター |

※ 受託候補未決定圏域: 東2